

次期通常国会で個人情報保護法等と一括改正を予定しているマイナンバー法改正関係について（案）

（特定個人情報保護委員会の改組関係は除く）

平成26年12月19日

内閣府大臣官房番号制度担当室

預貯金付番関係

預貯金付番の必要性

平成25年8月 社会保障制度改革国民会議報告書（抜粋）

- これまでの「年齢別」から「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、**社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべき**である。

平成26年4月 政府税制調査会マイナンバー・税務執行DG論点整理（概要）

- **現行**、銀行等が個人の顧客に支払う利子の課税については、源泉分離課税で終了することから、利子調書の提出が免除されており、**銀行等の預金口座に関しマイナンバーは付されない**。
- **社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべき**。
- **その際、預金口座へのマイナンバー付番は、マネーロンダリング対策や、預金保険などでの名寄せ、災害時の迅速な対応といった場面でも、その効果が期待できるとともに、将来的に民間利用が可能となった場合には、金融機関の顧客管理等にも利用できるものとなることも踏まえた検討が必要**。

平成26年5月 マイナンバー等分科会中間とりまとめ（抜粋）

- **預金保険法**や**犯罪収益移転防止法等に基づく、金融機関による顧客の名寄せ、本人確認及び口座名義人の特定・現況確認に係る事務について、マイナンバーの利用範囲に追加すること**や制度基盤を活用することにつき、制度の趣旨や個人情報保護等に配慮しつつ、関係者の理解と協力の下、内閣官房と関係府省が協力して、（中略）**積極的かつ具体的に検討を進め、秋頃を目途に、検討状況を政府CIOに報告する**。

平成27年通常国会での預貯金付番に必要な法整備に向けて関係府省が協力することで一致。**預貯金取扱金融機関も預貯金付番の意義や趣旨について概ね理解、協力の用意**。

預貯金付番に向けた当面の方針(案)

- 預貯金付番については、社会保障制度の所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点等から、金融機関の預貯金口座をマイナンバーと紐付け、金融機関に対する社会保障の資力調査や税務調査の際にマイナンバーを利用して照会できるようにすることにより、**現行法で認められている資力調査や税務調査の実効性を高めるもの**である。また、預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づき、預貯金口座の名寄せ事務にも、マイナンバーを利用できるようにするものである。
- 預貯金付番に必要な法整備は、次期通常国会に提出予定の「高度な情報通信技術の活用の進展に伴う個人情報の保護及び有用性の確保に資するための個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)」で行う。具体的には、次のとおり法令の手当てを講じる方向で政府内の調整を進める。なお、当面、預貯金者に直接的な義務は課さない。
 - ① 番号法において、社会保障制度の資力調査でマイナンバーを利用できる旨を明らかにし(※対象となる社会保障給付関連法を番号法政令に規定)、社会保障制度の資力調査の際、法律で銀行等に報告を求めることができる事項を規定しているもの(※精査中)について、マイナンバーを追加する。(※税務調査でマイナンバーを利用できる旨は規定済み)
 - ② 国税通則法及び地方税法に金融機関は預貯金口座情報をマイナンバー又は法人番号によって検索できる状態で管理しなければならない旨を規定するとともに、当該規定を番号法第9条第3項に明掲し、金融機関が個人番号関係事務実施者として預貯金者等に対してマイナンバーの告知を求めることができることを明らかにする。
 - ③ 番号法別表第一に、預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法に基づき、預金保険機構又は農水産業協同組合貯金保険機構が行う預貯金口座の名寄せ等にマイナンバーを利用できるように規定し、預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法の省令において、預金保険機構又は農水産業貯金保険機構が金融機関の破たん時に資料の提出を求めることができる事項にマイナンバー及び法人番号を追加する。これにより、金融機関が個人番号関係事務実施者として預貯金者等に対してマイナンバーの告知を求めることができるようにする。
- 円滑な預貯金付番の実施にあたっては、官民を挙げて国民向け広報を展開するとともに、行政機関等においては、口座振替申請書に番号記載欄を設ける、公金振込口座にはすべて付番されるよう取得した番号情報を金融機関に提供するなどの預貯金付番促進支援策について検討を行い、実施可能な施策を積極的に講じることとする。
- 金融機関における対応については、新規口座開設者からは口座開設時に顧客の番号を取得できるよう告知の求めを行い、既存口座については、顧客の来店時などに番号告知の求めを行うこととするなどの事務ガイドラインを策定し、進めることとする。
- これらの法令の規定の施行後3年を目途に、金融機関の実務や付番の状況等を踏まえ、既存口座への付番を官民挙げて集中的に進めるための方策につき、法改正も視野に前広な検討を行う。

実現に向けたロードマップ(案)

2014年秋(現在)

○2015年通常国会での法整備を目指して関係者間で調整

2015年春(法案提出・成立後)

○政府・業界を挙げて国民広報を実施

2015年(H27年)10月

※個人番号・法人番号の通知開始

2016年(H28年)1月

※個人番号・法人番号の利用開始、個人番号カードの交付開始

(P)2018年(H30年)

※施行期日については、金融機関のシステム対応等に必要な準備期間を確保できるよう関係者間で調整

○社会保障給付に係る資産調査、国税・地方税の税務調査で番号を示して当該番号口座情報の提供の求め開始

○国税・地方税の法律に基づき金融機関における番号紐付け・管理開始

○預保法・貯保法に基づく預貯金口座の名寄せ事務等に番号利用開始

○金融機関における社会保障制度や税制に関する事務を正確に実施する観点及び預貯金付番促進の観点から、
・当局から金融機関に対して公金の給付・還付の口座を通知する際、番号を提供すること
・公金の納付に係る口座振替申請書で金融機関に番号を提供すること

等について速やかに検討する。

○行政機関等が対応可能な付番促進策について法施行後3年を目途に検討を進める。

その他

(個人情報保護法等の改正に伴う改正事項は含まない)

その他のマイナンバー法改正事項(案)

- 以下の事項について、マイナンバー法の整備の必要性、マイナンバー法の改正の時期を含め、検討中。

マイナンバーの利用範囲・情報連携の範囲の拡充

- 『医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会』(厚生労働省)における検討等を踏まえたマイナンバーの利用範囲の拡充等

地方公共団体、民間事業者等からの要望を踏まえた対応

- 地方公共団体が行う独自利用事務における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携、個人番号関係事務実施者の準備行為等

マイナンバー法附則第6条第5項、第6項の規定を踏まえた対応

- マイ・ポータル具体的な仕組みの検討を踏まえ、規定の整備が必要かどうかを含め、検討中